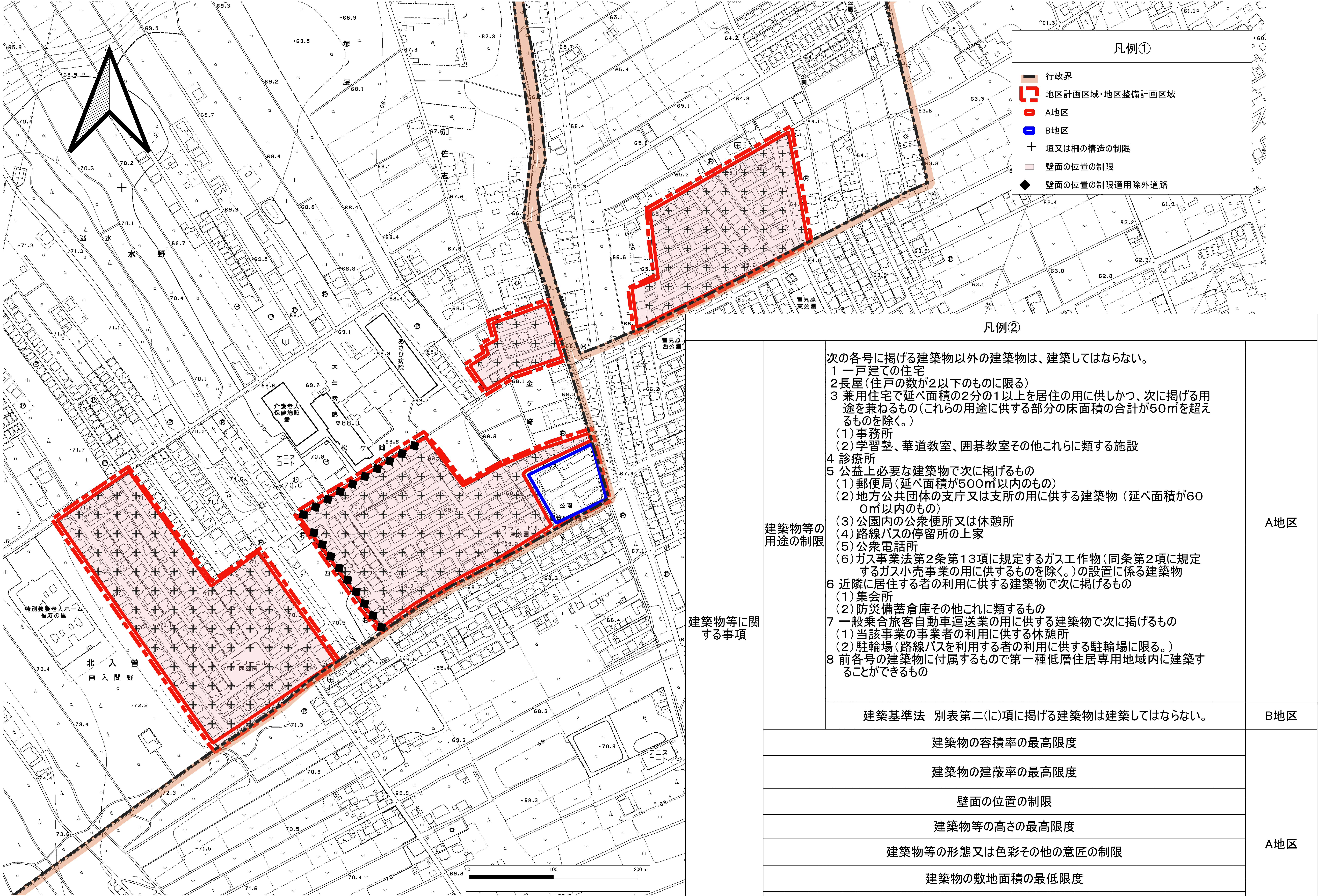


フラワーヒル地区 計画図(地区整備計画図)



凡例①

- 行政界
- 地区計画区域・地区整備計画区域
- A地区
- B地区
- 垣又は柵の構造の制限
- 壁面の位置の制限
- 壁面の位置の制限適用除外道路

凡例②		
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 長屋(住戸の数が2以下のものに限る) 3 兼用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しかつ、次に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (1) 事務所 (2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 診療所 5 公益上必要な建築物で次に掲げるもの (1) 郵便局(延べ面積が500㎡以内のもの) (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物(延べ面積が600㎡以内のもの) (3) 公園内の公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家 (5) 公衆電話所 (6) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物(同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。)の設置に係る建築物 6 近隣に居住する者の利用に供する建築物で次に掲げるもの (1) 集会所 (2) 防災備蓄倉庫その他これに類するもの 7 一般乗合旅客自動車運送業の用に供する建築物で次に掲げるもの (1) 当該事業の事業者の利用に供する休憩所 (2) 駐輪場(路線バスを利用する者の利用に供する駐輪場に限る。) 8 前各号の建築物に付属するもので第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの	A地区
	建築基準法 別表第二(に)項に掲げる建築物は建築してはならない。	B地区
建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	A地区
	建築物の建蔽率の最高限度	
	壁面の位置の制限	
	建築物等の高さの最高限度	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	
	建築物の敷地面積の最低限度	
土地利用の制限に関する事項	垣又は柵の構造の制限	A地区
	フラワーベルトの保全	